既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護の ための改修支援事業について

国では消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度として、各都道府県に地域医療介護総合確保基金を設置しました。

当該基金は、平成 26 年度から医療分を、平成 27 年度から介護分として、「介護施設等の整備に関する事業」等への支援を行っています。

当該事業では、施設の整備及び開設時への支援だけでなく、特別養護老人ホ <u>ーム(多床室)のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善</u> 費用への支援も行っています。

## 1 対象事業

特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるために、 プライバシー保護のための改修を行う費用を支援します。

注 参考までに、プライバシー保護の改修事業前後の居室のイメージ図 を添付しています。

## 2 補助単価(上限額)

700 千円/床

特養に併設する短期入所床は補助対象になりません。

## 3 留意事項

個人の居住空間を明らかにして、他の入所者からの視線を遮断すること を前提とします。

隣接する空間との境界に間仕切り、壁、扉等を設置することとし、<u>家具や</u>カーテンを購入し、間仕切りとして代用することは認められません。

## 4 交付申請にあたって

当該補助金の活用を予定している法人は、<u>工事の前年度の6月までに施設</u> 所在地の自治体へご相談ください。

交付申請時期については、別途、翌年度当初に県から連絡します。

その他、事業内容や交付申請書類の作成等にあたって、ご不明な点がありましたら、 県 高齢福祉課(045-210-1111(内線 4852·4853))までご相談〈ださい。